

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：埼玉県

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0%
全職員	85.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.2%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.3%
31～35年	96.9%
26～30年	95.4%
21～25年	89.5%
16～20年	90.5%
11～15年	89.7%
6～10年	92.6%
1～5年	94.7%

【説明欄】

- ・ 扶養手当、住居手当は、男性職員に支給されている場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約88%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約70%である。
- ・ 一人あたりの時間外勤務手当の平均支給額において、男性の支給額に対する女性の支給額の割合は、約79%である。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。

【参考】職員の男女の給与の額の差異（令和７年度）
（扶養手当及び住居手当を除いて算出した場合）

【説明欄】

扶養手当及び住居手当については、男女どちらがこれらの手当を受給するかは個人の選択であり、採用・登用や継続勤務年数等によって差異が生じるものではない。
そのため、上記の手当を除いた情報も別途公表するもの。

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.1%
全職員	87.0%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.8%
本庁課長相当職	100.2%
本庁課長補佐相当職	100.6%
本庁係長相当職	98.8%

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	95.0%
３１～３５年	97.9%
２６～３０年	97.2%
２１～２５年	91.7%
１６～２０年	92.5%
１１～１５年	91.4%
６～１０年	94.3%
１～５年	95.7%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	16.5%

【説明欄】

- ・ 上記は令和 8 年 4 月 1 日現在のもの。
- ・ 本県における管理職は副課長級以上の職員となることから、「管理的地位にある職員」は「副課長級以上の職員」として、それに占める女性職員の割合を算出している。
- ・ なお、副課長級の職員は、以下「Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合」においては「本庁課長補佐相当職」に分類される。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	14.8%
本庁課長相当職	16.0%
本庁課長補佐相当職	20.7%
本庁係長相当職	28.9%

【説明欄】

- ・ 上記は令和 8 年 4 月 1 日現在のもの。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員（知事部局）

区分	令和7年度
男性	80.5%
女性	99.1%

(2) 常勤職員（教育局及び警察本部を除く全任命権者）

区分	令和7年度
男性	81.0%
女性	99.1%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員※1		常勤職員※2	
	男性	女性	男性	女性
5日未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5日以上2週間未満	1.5%	0.0%	1.3%	0.0%
2週間以上1月未満	22.7%	0.0%	22.1%	0.0%
1月以上3月未満	31.1%	1.8%	30.2%	2.6%
3月以上6月未満	16.7%	0.9%	18.1%	0.9%
6月以上9月未満	15.2%	7.3%	15.4%	7.9%
9月以上1年未満	10.6%	48.6%	9.4%	49.1%
1年以上1年6月未満	1.5%	20.2%	2.7%	19.3%
1年6月以上2年未満	0.8%	14.7%	0.7%	14.0%
2年以上2年6月未満	0.0%	0.9%	0.0%	0.9%
2年6月以上3年未満	0.0%	5.5%	0.0%	5.3%

【説明欄】

- ・上記※1は知事部局の値。
- ・上記※2は教育局及び警察本部を除く全任命権者の値。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
本庁	17.1 時間／月
地域機関	9.1 時間／月
全体	12.2 時間／月

【説明欄】

・ 上記は知事部局の値。

VI 子の出生時に休暇を取得した男性職員の割合及び取得日数の分布状況

1. 子の出生時に休暇を取得した男性職員の割合

令和7年度
96.1%

2. 子の出生時に休暇を取得した男性職員の取得日数の分布状況

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日
1.4%	2.7%	12.8%	2.7%	6.8%	6.8%	5.4%	61.5%

【説明欄】

・ 上記は知事部局の値。
・ 子の出生時の休暇とは、男性職員が子の出生時に取得可能な「出産補助休暇」「男性の育児参加のための休暇」を示す。

VII 年次休暇取得日数の平均

令和7年度
13.9 日

【説明欄】

・ 上記は知事部局の値。